

◎佐賀県条例第34号

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算し</p>

改正前	改正後
とする。	た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。